

平成 26 年度

定期監査結果報告書  
(第1次)

津山市監査委員

## 第1 監査の期日及び対象

平成26年5月16日から平成26年8月25日までの期間に次のとおり実施した。

実施日	監査の対象		
5月16日	書類調査	環境福祉部	市民課、新エネルギー環境政策室、環境生活課、環境業務課 施設課、保険年金課
5月19日	現地調査	環境福祉部	二宮美和山墓地、小田中笠松墓地、加茂町斎場 一般廃棄物最終処分場及び浸出水処理施設
7月2日	書類調査	学校教育部	教育総務課、学校施設課、学校教育課、保健給食課
		議会事務局	
7月7日	現地調査	学校教育部	院庄小学校、高倉小学校、広戸小学校、鶴山中学校 戸島学校食育センター
8月22日	書類調査	財政部	財政課、税制課、納税課、課税課、契約監理室
		出納室	
8月25日	現地調査	財政部	旧甲本邸跡地、久米支所第2駐車場、神戸山根市営住宅跡

## 第2 監査の範囲及び方法

平成25年度及び平成26年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

監査対象課の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

## 職員の配置状況

### 財政部

(平成26年6月30日現在)

課名	職種											
	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
財政部	1	1	2									4
財政課				(1)	3	2(2)	7			8		20(3)
税制課				(1)	2	(2)	4			2		8(3)
納税課				1	1	3	11			1	1	18
課税課				1	3	4(1)	22					30(1)
契約監理室				2(1)	1(3)	4(1)	1					8(5)
計	1	1	2	4(3)	10(3)	13(6)	45			11	1	88(12)

### 環境福祉部 (監査対象分)

(平成26年4月1日現在)

課名	職種											
	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
環境福祉部	1	1										2
企画調整官				1								1
市民課				1	2	(1)	15			6	3	27(1)
新エネルギー環境政策室				1	1	(1)	2			1		5(1)
環境生活課				2	1	(2)	5			5	1	14(2)
保険年金課				1	3	1(3)	15			6	1	27(3)
環境業務課				2	1	3(1)	8			1		15(1)
施設課				2	3	5						10
計	1	1		10	11	9(8)	45			19	5	101(8)

### 出納室

(平成26年6月30日現在)

課名	職種											
	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
出納室	1		1		1	2(2)	4				1	10(2)
計	1		1		1	2(2)	4				1	10(2)

### 議会事務局

(平成26年5月31日現在)

課名	職種											
	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
議会事務局	1		1			2	5			1		10
計	1		1			2	5			1		10

学校教育部

(平成26年5月31日現在)

課名	職種												
	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計	
学校教育部	1		1										2
企画調整官				(1)									(1)
教育総務課				1		2	3				1		7
学校施設課				1(1)	1	3(1)	5(1)	4		2			16(3)
学校教育課				2	4(1)	2(5)	3			1	2		14(6)
保健給食課				1	3	1(4)	1	3		4			13(4)
計	1		1	5(2)	8(1)	8(10)	12(1)	7		7	3		52(14)

## 1 各課の監査結果

各監査対象における指摘事項等は、次のとおりである。

### 財政部

#### 財政課

(指摘事項)

- 1 部長決裁としている普通財産の貸付に係る起案書については、決裁区分が誤っているため改められたい。
- 2 公有財産台帳(土地・建物)が公有財産取扱規則の定めと異なる様式で作成されているため、改善するとともに全庁に指示徹底されたい。
- 3 有価証券等の管理については、公有財産取扱規則に定められた台帳を整備するよう全庁的に指示徹底されたい。
- 4 備品台帳の記載については、備品の移管記録を残すよう改善されたい。

### 税制課

(要望事項)

津山たばこ販売協同組合津山地区に対する補助金については、喫煙防止等社会環境の変化により継続交付する公益性・必要性が乏しくなっているので、見直されたい。

### 納税課

(要望事項)

歳入歳出外現金の預り金の納入者不明分については、引続き納入者の把握に努められたい。

## 課税課

財務事務は概ね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

## 契約監理室

( 指摘事項 )

高額な物品の購入において見積合せにより購入しているものが多数あるが、地方自治法の規定では原則入札を行うべきとされているので改善されたい。

## 環境福祉部

### 市民課

( 指摘事項 )

現金の取扱いについて点検体制が不十分であったので、複数職員による点検を徹底されたい。

( 要望事項 )

社会保障・税に関する番号制度の導入に伴って発行するカードについては、既存の市民カードを統合するなど、利便性を高めるようサービス向上に努められたい。

### 新エネルギー環境政策室

( 指摘事項 )

委託契約の中で、随意契約の根拠となる適用条文と随意契約理由の具体的な記載が合致しないものがあつたので、精査して事務処理にあたられたい。

## 環境生活課

( 指摘事項 )

役務費で執行した河川水質検査について、50万円を超えていたにもかかわらず契約書が作成されていなかったため、契約書を作成するよう改められたい。

( 要望事項 )

- 1 市営墓地については状況把握に努め、墓地条例にそつた適正な管理を行われたい。  
なお、現存の市営墓地の一部には、公共事業に伴う移転補償により設置されたものを市が管理する状況となっているところがあるため、今後の市営墓地の設置及び管理運営方針について見直されたい。
- 2 加茂町斎場については、市営斎場としての位置づけを整理し、廃止を含めた施設の管理運営方針を早急に検討されたい。

## **保険年金課**

(要望事項)

国民健康保険の医療費負担が高額となっているため、一人当たり医療費の抑制に努められたい。

## **環境業務課**

(要望事項)

委託事業の契約において、随意契約の理由が具体的でないものが見受けられたので改善されたい。

## **施設課**

(要望事項)

廃棄物処理場周辺環境整備事業については、対象事業を十分精査のうえ実施されたい。

## **出納室**

(指摘事項)

- 1 決算における出資の権利、有価証券等の現在高については把握方法を改善し、数値の正確性を徹底されたい。
- 2 現金取扱い事務については、現金出納員の職務の重要性を自覚させ、誤りや事故・不正を防止するよう、研修の実施や指導の徹底を図られたい。

## **議会事務局**

財務事務は概ね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

## **学校教育部**

### **教育総務課**

(指摘事項)

学校配当予算で執行する経費の請求書について、請求書を受領した日付を正しく記載するよう指導徹底されたい。

(要望事項)

将来的な学区の見直しに当たっては、その少子化の進行過程や論議の内容を記録し、

地域住民の理解を得て実施していくよう要望する。

### 学校施設課

(指摘事項)

公有財産台帳には測量図や配置図を添付整理し、財政課の原本と一致させるよう改善されたい。

### 学校教育課

(指摘事項)

外国語指導業務委託の実績報告書については、記載内容が不十分であるので、委託業務の適正な実施が確認できる具体的な指導状況の記載がある報告書の提出を求められたい。

### 保健給食課

(指摘事項)

- 1 給食食材購入の資金不足を回避するため、市から資金を貸付けている津山市学校給食会については、その資金の運用状況を明確にした実績報告を求め必要性を検証されたい。
- 2 学校給食費の未納について、児童手当からの徴収を積極的に行うなど、未納額の減少に向けた対策を強化されたい。

## 2 監査委員の意見

平成26年度定期監査(第1次)を実施したところ、事務執行における全庁的な課題がいくつか散見された。今後、内部統制の強化とともに課題解決に向けて全庁的な取り組みが推進されることを希望し、下記のとおり意見を付す。

- 1 全庁的に随意契約が多数存在したが、地方自治法の適用条項(号)の誤りが見受けられた。随意契約により契約を締結する場合には、その理由を十分に精査し、理由書を添付するよう改善されたい。また、契約規則第29条で「なるべく2以上のものから見積もりを徴さなければならない」とされているにもかかわらず、1者のみによる随意契約の締結が多く見受けられた。随意契約といえども競争原理を働かせ、より効率的な行政執行に向けた契約事務を行うよう努められたい。
- 2 需用費、役務費等で執行する経費についても一定額を上回るものについては契約規則により契約書の作成を必要とするため、一度の業者選定で複数回の支払いをする場

合には全体の予定価格を十分に精査し、契約規則に沿った事務執行に改められたい。

- 3 学校給食費など、関係団体が所有する現金預金を管理する場合においても、不正防止や透明性確保のため、定期的な検査や複数人でのチェックを実施し、適正な事務処理を徹底されたい。